

日本タロット占術振興会

Japan Tarotmasters Association 会則

(目的)

第1条

本会は、タロット愛好家の交流を通じて、タロットに関する知識と情報の蓄積、またその使用に関する技術の向上に努め、タロットの普及・推進及び社会貢献活動を行うことにより、人々の豊かな暮らしに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条

本会は、日本タロット占術振興会/ (英名 Japan Tarotmasters Association ジャパン・タロットマスターズ・アソシエーション J.T.A.)」 と称する。

(所在地)

第3条

本会は、事務局を(株)ステラ・マリス・ナディア東京オフィス内におく。

(組織、構成員)

第4条

本会は第1条記載の設立目的に賛同し、情報交換、研究活動及び社会貢献に対する意欲を有する会員をもって構成する。

- 1 本会は、その事業を行うため次の役員を置く。

本部役員	会長	井上教子
	副会長	岩井美智子
	理事	木村貞子
	監査	山口太一

- 2 役員は、本会のテーマ内容に精通した代表者とし、本会の特別会員により構成される。
- 3 役員は、会議において会員の同意を得て、会長により選出される
- 4 役員の任期は、原則として決定から2年間とし、都度選出される。

(職務)

第5条

- 1 会長は本会を代表し、会務の全体を管理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は本会の研究活動、運営に関する助言及び研究会の成果を広く一般社会に普及・展開する際の支援を行う。
- 4 監査は本会の運営、事務、経理に関する助言及び本会の活動を福祉、地域活動に普及・展開する際の支援を行う。

(会議)

第6条

- 1 本会は、会員の半数以上が出席し研究開発内容、成果の普及・展開などに関する会議を開催する他、会長が認めた場合は臨時の会議を開催する事ができる。
- 2 会議の議長は、会長あるいは副会長がこれにあたる。
- 3 理事、監査は、会議の運営に参画し、意見を述べ、会議が研究会の目的に沿った活動を行うように、助言・支援等を行う。

(運営費)

第7条

- 1 本会における活動資金については、年会費の積極的活用を図る。
- 2 活動運営に必要な経費については、原則、年会費の活用と事務局での負担とするが、会員の同意により随時徴収することができる。この場合においては、別途細則を定めるものとする。

(庶務)

第8条

本会の庶務は、事務局において処理する。

(研究活動の修了)

第9条

当初の研究活動の目的を達成した時、あるいは研究会活動がこれ以上進展の見込みがないと判断された場合等には、会員並びに役員協議の上、研究活動を終了させることができる。

(個人情報)

第10条

会員は、事前に予告なく、BCCメール、もしくはダイレクトメールハガキによる講座、研究会、イベント、通信販売等のお知らせ、及び主催社株式会社ステラ・マリス・ナディア・オフィスからのお知らせを受け取ることに同意しているものとみなされ、同意できなくなった場合は、退会手続きを持って本会から脱会するものとする。

(雑則)

第11条

本会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は会議の承諾を得て定めるものとする。

附則

1. 本会則は設立年月日平成17年5月22日から施行する。
2. 平成18年1月一部改訂
3. 平成21年3月一部改訂
4. 平成26年10月一部改訂
5. 平成27年4月7日一部改訂

Copyright©2015 Stella Maris Nahdis All rights reserved.